

令和 7 年度

松浦市企業版地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業

企業向け太陽光設備等設置補助金のご案内

募集（郵送又は持込み）

令和 7 年 5 月 1 日（木）から

令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

松浦市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、事業所の自家消費型太陽光発電・蓄電池設備及び営農型太陽光発電設備の設置補助を行います。

市内において太陽光発電及び蓄電池設備の導入を促進し、二酸化炭素の排出量の削減を図ります。

＜注意事項＞申請を検討される前に、必ずお読みください。

- ① **固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定を受ける場合は補助の対象外**です。
- ② **補助金交付決定後に着手する事業が補助対象**となります。
※設置業者との契約締結は着手したものとみなします。
ただし、補助対象設備の設置を含めて建物建築の契約を締結している場合は、補助対象設備設置工事の着工をもって着手したものとみなします。
- ③ 導入した**太陽光発電設備により発電した電力量の50%以上を自家消費**する必要があります。（営農型太陽光発電設備は除く。）
- ④ **蓄電池だけの導入又は営農型太陽光発電設備の付帯設備としての蓄電池の導入は補助の対象外**です。
- ⑤ **交付申請書の提出期限は令和 7 年 5 月 30 日（金）**
実績報告書の提出期限は令和 8 年 2 月 27 日（金）です。
- ⑥ 予算額に達した場合、上記期間内であっても申請受付を締め切ります。また、申請した太陽光発電の容量に対して、補助金額が満額の交付とならない場合があります。
- ⑦ 他の補助金、国や県の補助金・交付金等を受ける場合は補助の対象外です。
- ⑧ 導入した設備は、環境省の基準に従い、**法定耐用年数が経過するまで、補助金の目的に沿って適正に使用する**必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

1. 補助の対象設備

(1) 太陽光発電設備及び営農型太陽光発電設備

①次に掲げる要件をすべて満たすもの（共通要件）

- 松浦市内に設置されるものであること
- 商用化され、導入実績があるもの
- 中古設備でないこと
- 既存太陽光発電設備（機能していない設備は除く）の置換でないこと
- 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること**
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく **F I T 制度または F I P 制度の認定を取得しない設備** であること
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること
- 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について **J-クレジット制度への登録を行わないこと**
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専ら F I T 制度の認定を受けた者に対するものを除く。）

②営農型太陽光発電設備については、①の要件に加え次に掲げる要件も満たすもの

- 営農型太陽光発電設備で発電した電力のうち当該発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、**当該再エネ発電設備と同一市内の需要家に限定し、原則同一市内で消費すること。**

(2) 蓄電池設備

次に掲げる要件をすべて満たすもの

- 上記（1）により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること**
（営農型太陽光発電設備の付帯設備としての蓄電池の導入でないこと）
- 定格容量（Ah）と電槽数（セル）の積の合計が4,800Ah・セル以上の設備であること
- 1 kWhあたりの価格が19万円（工事費込み、税抜き）以下の蓄電池設備** であること
なお、国の要綱改正により、11.9万円/kWh以下の蓄電システムとなるよう努めることが求められているため、複数者からの見積書を取得（必須）した上で、蓄電システムの検討をすること。
- 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- 定置用の設備であること

- 商用化され、導入実績があるもの
- 中古設備でないこと
- 既存設備（機能していない設備は除く）の置換でないこと

<注意事項>

- ①蓄電池単体の導入は補助の対象外です。
- ②太陽光発電設備（営農型太陽光発電設備は除く）について、発電した電力量の50%以上を自家消費することを要件としています。事業所における電力需要量を考慮し、蓄電池設備の同時導入や適切な出力値の太陽光発電設備を設置してください。
- ③申請時には消費量計画書の提出が必要です。また、設置完了年度の翌年度の1年分の自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書の提出が必要です。

2. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、8～9ページの表に規定する費用が対象となります。

3. 補助金の額

補助対象設備の区分と補助金の額

補助対象設備ごとの補助金の額は以下のとおり

（表中の対象経費の詳細については、P 8～9をご参照ください。）

太陽光発電設備	出力（kW）×50,000円 ※ 出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナー定格出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 ※ kWは小数点以下切り捨て。 ※ 補助金額の千円未満の端数は、切り捨て。 ソーラーカーポートを導入する場合は、対象経費の1／3以内 建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合は、3／5以内 建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合は、1／2以内
蓄電池設備	蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の1/3 ※価格（工事費込み、税抜き）が19万円/kWh以下のものが対象。 なお、国の要綱改正により、11.9万円/kWh以下の蓄電システムとなるよう努めることが求められているため、複数者からの見積書を取得（必須）した上で、蓄電システムの検討をお願いいたします。 ※蓄電容量は、定格容量（小数点第2位以下切り捨て。）で計算します。 ※補助金額の千円未満の端数は、切り捨て。

営農型太陽光発電設備	補助対象経費の 1 / 2 ※補助対象経費 ①工事費 営農型太陽光発電設備の設置に係る費用 ②設備費 営農型太陽光発電設備及び設置に伴う付帯設備（蓄電池設備は除く） なお、補助対象経費の費目・細分・内容の項目を十分に確認して計上してください。補助対象事業費の内訳書（様式指定）に内訳の詳細が分かる資料として、見積書等の添付をしてください。 ※補助金額の千円未満の端数は、切り捨て。
------------	---

【蓄電池の補助申請額の計算方法】

補助対象となる蓄電池は 19 万円/kWh（工事費込み、税抜き）以下のものに限ります。

●事例①

価格（工事費込み、税抜き）170万円・10kWhの場合

$1,700,000 \text{円} \div 10 \text{kWh} = 170,000 \text{円/kWh} \rightarrow$ 補助対象

$1,700,000 \text{円} \times 1/3 = 566,666 \text{円} \rightarrow 566,000 \text{円}$ （補助申請額）

●事例②

価格（工事費込み、税抜き）200万円・10kWhの場合

$2,000,000 \text{円} \div 10 \text{kWh} = 200,000 \text{円/kWh} \rightarrow$ 補助対象外

4. 補助の対象者

補助対象者の条件

次に掲げる要件をすべて満たす者

（1）以下のいずれかを満たす者

①民間事業者で、自ら所有する市内の工場や事業所等（病院・商店等も含む）に補助対象設備を設置する者

②市内の工場や事務所等（病院・商店等も含む）に補助対象設備を設置する P P A ・リース事業者

③農地に営農型太陽光発電を設置する者

（2）松浦市税を滞納していない者

（3）補助対象設備について、国、県、市から補助金等を受けていない、または受ける予定がない者

（4）松浦市暴力団排除条例（平成 24 年松浦市条例第 27 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でない者

5. 交付申請

申請方法

太陽光発電等設置補助金（事業所設置型）交付申請書（様式第 1 号の 1）又は営農型太陽光発電設置補助金交付申請書（様式第 1 号の 2）に下表の書類を添え、市役所窓口へ提出。（持込み又は郵送のみ。インターネット等による申請は不可）

交付申請書提出期限

令和7年5月30日（金）17時15分

※予算額に達した場合、上記期間内であっても申請受付を締め切ります。

●交付申請書に添付する書類

申請の種類	書類の内容
太陽光発電等設置補助金（事業所設置型）	①補助対象設備の発電電力の消費計画書（様式指定） ②誓約書（様式指定） ③委任状（補助金交付に係る手続きを代理人に委任する場合） ④申請者の登記事項証明書の写し（個人の場合は確定申告書など、事業を営んでいることがわかるもの） ⑤松浦市税に係る完納証明書の写し（申請日の属する年度に取得したもの） ⑥補助対象設備の設置に係る見積書の写し ※工事費と設備費の内訳が分かるもの ⑦補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかる書類） ⑧補助対象設備の設置場所及び付近の見取図 ⑨補助対象事業費の内訳書（様式指定） ※⑨は、蓄電池設備を設置する場合のみ
営農型太陽光発電設置補助金	①補助対象事業費の内訳書（様式指定） ※補助対象事業費の内訳書（様式指定）に内訳の詳細が分かる資料として、見積書等の添付をしてください。 ②補助対象設備の発電電力の消費計画書（様式指定） ③誓約書（様式指定） ④委任状（補助金交付に係る手続きを代理人に委任する場合） ⑤申請者の登記事項証明書の写し（個人の場合は確定申告書など、事業を営んでいることがわかるもの） ⑥松浦市税に係る完納証明書の写し（申請日の属する年度に取得したもの） ⑦補助対象設備の設置に係る見積書の写し ※工事費と設備費の内訳が分かるもの ⑧補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかる書類） ⑨補助対象設備の設置場所及び付近の見取図

6. 実績報告

報告方法

太陽光発電等設置補助金（事業所設置型）実績報告書（様式第6号の1）又は営農型太陽光発電設置補助金実績報告書（様式第6号の2）に下表の書類を添え、報告期限までに市役所窓口へ提出。（持込み又は郵送のみ。インターネット等による申請は不可）

実績報告書提出期限

令和8年2月27日（金）17時15分

※事業完了から2月以内または上記期限のいずれか早い日までに提出してください。

※事業完了日は、補助対象設備の設置工事に係る代金の支払い日もしくは補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日とします。

●実績報告書に添付する書類

種類	書類の内容
太陽光発電等設置補助金 （事業所設置型）	①補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録した写真 （設置場所がわかるもの） ②補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し ③補助対象設備の設置に係る領収書の写し ④補助対象設備の保証書の写し ⑤補助対象設備の写真（補助対象設備に貼付された銘板 等の表示がわかるもの） ⑥電力会社の系統との接続契約書の写し ⑦（余剰電力を売電する場合）売電契約書の写し ⑧補助対象設備の設置費用内訳書（様式指定） ⑨太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる 書類 ※⑧・⑨は、蓄電池設備を設置した場合のみ
営農型太陽光発電設置補助金	①補助対象事業費の内訳書（様式指定） ※補助対象事業費の内訳書（様式指定）に内訳の詳細 が分かる資料として、見積書等の添付をしてください。 ②補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録した写真 （設置場所がわかるもの） ③補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し ④補助対象設備の設置に係る領収書の写し ⑤補助対象設備の保証書の写し ⑥補助対象設備の写真（補助対象設備に貼付された銘板 等の表示がわかるもの） ⑦電力会社の系統との接続契約書の写し

	⑧売電契約書の写し ⑨使用前自己確認届出を証する書類
その他	上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

7. 設備設置完了後の注意事項

取得財産等の管理義務

補助事業を実施した方は、取得財産等について、事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

財産処分等の制限

補助対象設備の法定耐用年数は、太陽光発電設備 17 年、蓄電池設備 6 年です。

補助事業を実施した方は、法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するなどの『財産処分等』を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります（天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後承認も可）。

ただし、財産処分等の内容によって、補助金の一部または全部を返還していただくことがあります。財産処分等の承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じます。

自家消費量の報告

補助事業の完了年度の翌年度の 1 年分について、発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第 8 号）により、市長に報告していただく必要があります。

関係書類の保管

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります(データ保管が可能なものは、データで構いません)。

廃棄処分費用の積立て

10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

8. 補助金申請等の流れ

①交付申請（申請者→松浦市産業振興課）

- ・交付申請書（様式第1号の1）又は交付申請書（様式第1号の2）
- ・その他申請に必要な添付書類



②交付決定（松浦市産業振興課→申請者）

- ・交付決定の通知



③事業開始（補助事業者）



④事業終了（補助事業者）



⑤工事業者等への支払い（補助事業者）



⑥実績報告（補助事業者→松浦市産業振興課）

- ・実績報告書（様式第6号の1）又は
実績報告書（様式第6号の2）
- ・その他実績報告に必要な添付書類

事業が完了した日から2月以内又は
令和8年2月27日のいずれか
早い日までに実績報告書を提出。



⑦額の確定通知（松浦市産業振興課→補助事業者）



⑧補助金交付請求（補助事業者→松浦市産業振興課）



⑨補助金支払い（松浦市産業振興課→補助事業者）

●補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
		附帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費

		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 P P A 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

●申請書類等提出・問い合わせ先

松浦市役所産業振興課 企業・エネルギー係（市役所本館２階）

電話番号：０９５６（７２）１３０７

Eメール：sangyou@city.matsuura.lg.jp

受付時間：市役所開庁日の８時３０分から１７時１５分まで